46　ソフトウエア開発の作業支援のために支出した業務外注費

ケース

当社は、製造から販売まで一連の製品管理業務に係るソフトウエアについて、当社の指導の下でその指示に従うことを条件に、複数のソフトウエア開発会社に開発を委託して製作しました。

さらに、当該開発委託とは別に、当該ソフトウエアの製作のための一連の作業支援を業者に委託しました。その委託業務の具体的内容は、システム設計書の基となる資料であるソフトウエアの開発に関するデータ仕様書の作成業務などですが、この業務外注費はソフトウエアの取得価額に算入するのでしょうか。

ポイント

ソフトウエアが自己の製作に係る減価償却資産に該当する場合には、その開発委託費とは別に業務外注費として支払った費用も、ソフトウエアの開発と相互に関連して行われる業務であり、開発行為の一部であると判断できることから、ソフトウエアの取得価額に含まれると判断されます。

ソフトウエアの開発委託とは別にサポート業務を委託し、業務外注費（支援費用）を支出した場合

↓

業務外注費で委託した業務内容が、ソフトウエアの開発と相互に関連して行われる業務で、開発行為の一部と認められることを確認

↓

業務外注費をソフトウエアの取得価額に算入

キーワード

▼ソフトウエアに係る取得価額

購入したソフトウエアの取得価額は、①当該資産の購入の代価と、②当該資産を事業の用に供するために直接要した費用との合計額とされています。引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他の当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額が購入の代価とされます（法令54①一）。

また、自己の製作に係る減価償却資産の取得価額については、①当該資産の製作のために要した原材料費、労務費および経費の額と、②当該資産を事業の用に供するために直接要した費用との合計額とされています（法令54①二）。

解　説

◆ソフトウエアの取得価額に含めないことができる場合

ソフトウエアの取得価額に算入しないことができる費用として、次の費用の額が掲げられています（法基通7-3-15の3）。

① 自己の製作に係るソフトウエアの製作計画の変更等により、いわゆる仕損じがあったため不要となったことが明らかなものに係る費用の額

② 研究開発費の額（自社利用のソフトウエアについては、その利用により将来の収益獲得または費用削減にならないことが明らかなものに限ります。）

③ 製作等のために要した間接費、付随費用等で、その費用の額の合計額が少額（その製作原価のおおむね3%以内の金額）であるもの

◆本ケースの場合

本ケースのソフトウエアは、貴社主導の下、その指示に従うこと等を条件に、複数のソフトウエア開発会社に対し、その開発を委託することにより製作したものであることから、法人税法施行令54条1項2号に規定する「自己の製作に係る減価償却資産」に該当すると考えられます。したがって、その取得価額は、当該ソフトウエアの製作のために要した原材料費、労務費および経費の額と当該ソフトウエアを事業の用に供するために直接要した費用との合計額となります。

そして、本ケースの業務外注費は、当該ソフトウエア製作のための一連の作業支援を委託していたということですが、具体的には、システム設計書の基となる資料であるソフトウエアの開発に関するデータ仕様書の作成等を委託したものということです。これは、ソフトウエアの開発と相互に関連して行われる業務であると考えられ、ソフトウエアの開発行為の一部であると判断できます。したがって、開発業務に係る委託外注費として支出されたものと認められ、ソフトウエアの取得価額に含めることが相当であると判断されます。

アドバイス

1つの考え方として、本ケースのソフトウエアは購入した減価償却資産に該当するものであり、取得価額とは別に業務外注費として支払った支援費用は、各々の開発業者にソフトウエア開発の要件を伝えるためのデータ仕様書の作成を支援する作業の対価であり、したがって、購入のために要した費用に該当しないのではないか、また、仮にソフトウエアが自己の製作に係る減価償却資産に該当するとしても、開発費とは別に業務外注費として支払った支援費用は、製作のために要した費用には該当しないのだから、取得価額に含まれないのではないか

という考え方もあろうかと思われます。

しかし、本ケースでは、①複数のソフトウエア開発業者に対し、貴社主導の下、その指示に従うこと等を条件に委託することによりソフトウエアを製作したもので、自己の製作に係る減価償却資産に該当すること、②その委託業務については、ソフトウエアの開発と相互に関連して行われる業務であり、開発行為の一部であると判断されることから、取得価額に含まれるという結論になります。

このように、ソフトウエアの取得価額に含まれる費用の範囲は、いろいろな角度から検討する必要がありますのでご注意ください。

≪参考とした裁決例≫

・国税不服審判所平成22年1月13日裁決（東裁（法）平21-95）

81　区分所有建物の耐用年数

ケース

私は、投資目的で鉄骨鉄筋コンクリート造14階建ての居住用ワンルーム（6階部分から14階部分の49戸のうち18戸、各戸それぞれが区分所有とされています。）と事務所（1階部分から5階部分、同部分全体が一つの区分所有とされています。）のマンションを取得しました。耐用年数の算定に当たり、床面積の割合から建物の用途を「住宅用のもの」として、一括して耐用年数を適用してよろしいでしょうか。

ポイント

同一の構造の減価償却資産（例えば、鉄筋コンクリート造の建物）が、2以上の用途に供されている場合、その用途によって異なる耐用年数が定められていることから、その減価償却資産の用途が何であるかを決定することが重要となります。

この場合、その用途についてはその使用目的、使用状況等を勘案して合理的に判定することとされています（耐通1-1-1）。

ただし、建物が区分所有されている場合には、区分所有している部分ごとにその用途を判定することとなります。

独立して取得、使用、収益の対象となる減価償却資産（例：建物）を区分所有により取得した場合

↓

区分所有部分ごとにその用途を判定

↓

区分所有部分ごとの用途に応じて、耐用年数を適用

キーワード

▼建物の区分所有

建物の区分所有について、建物の区分所有等に関する法律1条において、「1棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものがあるときは、その各部分は、この法律の定めるところにより、それぞれ所有権の目的とすることができる」と定められ、各専有部分は、それぞれ独立して所有権の対象とされ、専有部分の所有者は、法令の制限内において自由にその所有物の使用、収益および処分をすることができることとされています（民法206）。

解　説

◆区分所有建物の専有部分に係る減価償却費の計算

区分所有建物に係る耐用年数は取得、使用、収益の対象となる区分所有部分ごとにその種類、構造、用途等に応じて判定することとなります。同一の建物に独立して取得、使用、収益の対象となる複数の専有部分の建物が存する場合には、各専有部分ごとにその法定耐用年数を適用することが相当です。

◆本ケースの場合

本ケースのマンションは、鉄骨鉄筋コンクリート造で、区分所有の目的となる事務所および住宅からなる複合ビルと認められます。したがって、それぞれ区分所有した用途に応じて、事務所部分は「事務所」として、住宅部分は「住宅用」として、法定耐用年数を適用することとなります。

アドバイス

減価償却資産（例えば建物）を区分所有している場合は、耐用年数の適用等に関する取扱通達1-1-1に定める「2以上の用途に共通して使用されている資産の耐用年数」の取扱いはありません。

≪参考とした裁決例≫

・国税不服審判所平成23年3月2日裁決（広裁（所）平22-20）